

大月法人会だより

かつら川

No.172



▲忍野村（昭和31年：写真のオリエント提供） ▼春の忍野村（忍野村観光協会提供）

主な目次

- 平成31年新春講演会・賀詞交歓会……………2
- 正副会長・支部長合同会議、理事会 ……3
- 大月税務署管内関係民間団体長会 ……3
- 支部活動報告 ……4
- 青年部会活動報告 ……4
- 女性部会活動報告 ……5
- 平成31年度年間予定表 ……10
- 税務署からのお知らせ ……11
- 健康情報（生活習慣病）……………14
- 第42回神社めぐり（高岩四所神社）……………15
- 富士吉田支部セミナー・特別講演会の案内 17



消費税期限内納付
 ▲法人会一声運動



新春講演会・賀詞交歓会



一月十六日(水)、ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、「平成三十一年新春講演会・賀詞交歓会」を開催。

新春講演会は、武藤雅彦大月税務署長に、「税務行政の現状について」と題して、国税庁の組織の機構の説明に始まり、査察調査の状況や納税者サービスの充実を図るため、e-Taxやダイレクト納付等の様々な納税環境の整備が為されてきていると、資料を交えてわかり易い解説をして頂きました。

賀詞交歓会では、開会前に秋の叙勲、財務大臣表彰受彰者（大森剛仁常任理事、外川凱昭副会長）受彰披露に続き、恒例の女性部会コーラ



ス部の清々しい歌声が場内に響きわたり賀詞交歓会を開会。細谷会長から、昨年開催の全国女性フォーラム山梨大会及び青年・女性部会創立四十周年記念事業の成功へのお礼、新元号時代を迎え、十月開始の消費税引上げと軽減税率制度についての対応が注視される年となる。法人会として地域並びに税のオピニオンリーダーとして、税務行政への協力・租税教育の充実・地域社会への貢献を果たすべく、積極的に活動していく」と年頭の挨拶があり、大月税務署を始め多数の来賓を迎え、約百六十名が新年のスタートを祝いました。





三月四日(月)、ハイアットトリージェンシー東京で開催されました。

第一部は、全法連松崎専務理事より、福利厚生制度の歴史等を説明。制度の推進は財政・組織の強化に必要で法人会活動の源であると強調された。続いて小堀事務局次長より、二〇二一年の制度五十周年推進キャンペーンについての説明。続いて協力保険三社から各制度の概要について詳しく説明がありました。

第二部では、公益財団法人公益法人協会鈴木副理事長から「管理者の為の立入検査のポイントと対策」と題して、三年に一回の立入検査の実際等事例を交えて分かり易く解説して頂きました。

正副会長・支部長 合同会議 平成三十年度 第三回理事会

三月二十日(水)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。

正副会長・支部長合同会議では、任期満了に伴う役員改選の件について協議し、各支部から推薦された新役員候補者を理事会に上程することが承認されました。

理事会審議事項については、全項承認されました。

議事

(審議事項)
第一号議案 平成三十一年度事業計画(案) 承認の件

第二号議案 平成三十一年度収支予算(案) 承認の件

第三号議案 全法連・県連功労者表彰の件

第四号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第五号議案 第八回定時総会開催の件

(報告事項)

一、前回理事会開催以降の事業報告及び

代表理事・業務執行理事の職務執行

状況報告について

二、今後の主要事業について

三、平成三十二年度税制改正に関するアンケートについて

四、各支部、青年部会、女性部会の事業

・会計報告提出について

関係民間団体長会

一月二十三日(水)、大月税務署二階共用会議室に於いて、大月税務署管内関係民間団体長会が開催され、平成三十年分確定申告に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡・報告がありました。

全法連事務局セミナー



支部活動報告

上野原・大月・都留支部 合同セミナーの開催

二月十四日(木)、アピオプラザ都留に於いて開催。一般含め九十八名が出席しました。

第一部税務研修会では、大月税務署法人課税第一部門の荒木康作審理担当国税調査官より、消費税軽減税率制度の解説をして頂きました。



第二部の特別講演会では、歴史小説作家の江宮隆之氏が「日本の経済をリードした甲州人」と題して講演。若尾逸平に始まる明治、大正、昭和の初期にかけて、日本の経済界に旋風を引き起こした山梨県出身の偉人。いわゆる「甲州財閥」の歴史について、詳しく解説して頂きました。

大月支部役員会

二月十八日(月) 濱野屋

都留支部役員会

二月二十日(水) チュイール

富士吉田支部役員会

三月五日(火) 都留信用組合本店

青年部会活動報告

第6回環富士山交流会

富士山の日、二月二十三日(土)、大月法人会青年部会が当番幹事となり、河口湖畔「ほうとう研究所」に於いて交流会を開催。交流会は富士山を囲む四つの法人会青年部会が、地域の垣根を越えて交流を通じて、非常時の際の協力体制の構築や、それぞれの地域の発展並びに会員相互の絆を深め、さらには、各単位会青年部会活動の発展に役立つ情報交換の場として継続してゆくことを目的に発足しました。

当日は 大月十三名、岳南十四名、沼津九名、三島田方二十三名の合計五十九名(内子供十一名)が参加。天候にも恵まれ、比較的暖かい気候の中、山梨の郷土料理のほうとうの手作り体験や、ワカサギ釣り、ワカサギの天ぷらを楽しみ、湖上では、船の上から、間近で冬火花を鑑賞し、山梨の文化に触れ、会員相互の交流が楽しくできました。

青年部会河口湖支部長 渡邊 良孝



(5)



特別研修会
四月十八日(木) 濱野屋



青連協合同研修会・意見交換会
三月七日(木) 古名屋ホテル



女性部会活動報告

女性部会日帰り税務研修会

二月十二日、女性部会の恒例となつた明治座。豊川悦司原作の「夫婦漫才」を、大地真央、中村梅雀が主演し、私たちに明日を生きる元氣と勇気を振り撒いてくれました。人生は山あり才ちあり笑いありと、笑って泣ける素敵な舞台でした。



税務研修は八王子京王プラザホテルに場所を移し、小笠原専務理事から「増え続ける税金」と題して、これから導入が予定される税金のお話をして頂きました。その後はホテルのビュッフェを楽しみ団欒しました。
女性部会大月支部長 内藤 定子



女連協交流会
二月二十一日(金) 下部温泉



賀詞交歓会 コーラス部
一月十六日(水) ハイランドリゾートホテル&スパ

(6)

租税教室・税金絵画お願い

二月十八日(月) 富士河口湖町教育委員会



役員会

四月十五日(月) 大月法人会館



コーラス部総会

三月七日(木) 藍屋



租税教室・税金絵画お願い

四月十九日(金) 勝山小学校



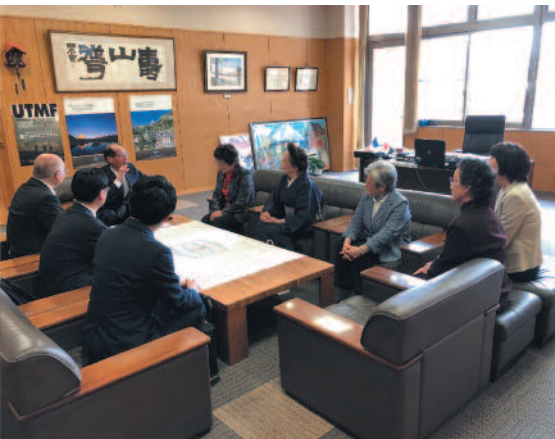
租税教室・税金絵画お願い

三月八日(金) 勝山小学校



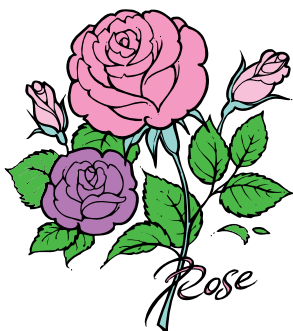
租税教室・税金絵画お願い

四月十九日(金) 富士河口町役場



上野原・大月・都留三支部総会

三月八日(金) ホテル鐘山苑





一月二十三日(水) 大月税務署
e-Tax CM



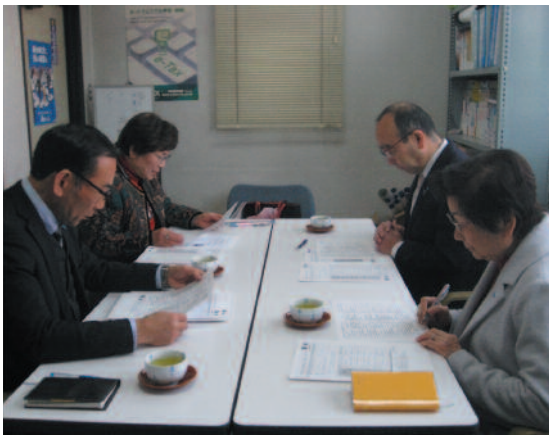
十二月二十六日(水) 七名 大月法人会館
広報誌封入作業



一月二十五日(金) ホテル鐘山苑
**東京地方税理士会
大月支部賀詞交歓会**



一月八日(火) 七名 大月税務署
新年税務署挨拶



二月七日(水) 大月法人会館
正副研修委員長会議



一月八日(火) 八名 大月法人会館
正副会長会



二月十五日(金) 大月税務署
確定申告広報活動



一月十八日(金) 富士吉田市民会館
**出合いサポートセンター
富士吉田交流会**

広報委員会

三月十四日(木) 大月法人会館



新設法人説明会

三月十八日(月) 大月法人会館



監査会

四月十八日(木) 大月法人会館



新入会員紹介

○有限会社松島屋

富士吉田市下吉田三六一六―三五

代表取締役 荒井理明

○おさだファニチャー

株式会社

富士吉田市下吉田東二二二―一四―一

代表取締役 長田一彦

決算法人説明会

一月十八日(金) 二十二名 大月法人会館
三月十九日(火) 三十六名 大月法人会館
四月十九日(金) 二十名 大月法人会館



山梨県税理士会賀詞交歓会

一月十五日(火) 甲府富士屋ホテルで開催

全法連賀詞交歓会

一月二十二日(火) 帝国ホテルで開催

全法連広報委員会

二月六日(水) 全法連会館で開催

以上 細谷会長出席

平成31年度普通会費納入のお願い

1. 口座振替ご利用の会員

6月17日(月)にご指定の金融機関口座から振替させていただきます。

2. 振込ご利用の会員

別途、振込のご案内をさせていただきます。振込期限 6月28日(金)。



一月二十一日(月) 甲府富士屋ホテル
県連新春講演会



一月二十一日(月) 甲府富士屋ホテル
県連賀詞交歓会



二月二十六日(火) 古名屋ホテル
県連組織・厚生委員会



二月十二日(火) 甲府法人会館
県連広報委員会



三月五日(月) 甲府法人会館
県連研修委員会



二月十五日(金) 甲府法人会館
県連正副会長会



三月十八日(月) 甲府富士屋ホテル
県連理事会



二月二十一日(木) 甲府法人会館
県連税制委員会

平成31年度年間予定表

上 上旬
中 中旬
下 下旬

3月	2月	R2年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	R1年5月	H31年4月	
上 上野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 中野地区税務研修会 上 富士吉田地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会 上 中野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 西野地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会 上 中野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 西野地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会	上 関係民間団体長会 上 中野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 西野地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会 上 中野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 西野地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会 上 中野地区税務研修会 上 忍野地区税務研修会 上 西野地区税務研修会 上 下野原地区税務研修会	中 全法連賀詞交歓会 中 県連賀詞交歓会 中 税理士会賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会 中 賀詞交歓会	中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議 中 県連事務局長会議	14 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式 12 中学生税金弁論大会 12 納税表彰式	2 全国大会三重大会 9 県連女子力パワーアップセミナー③ 上 関係民間団体事務局長会議 中 東京国税局との意見交換会 下 関係民間団体長会	11 県連女子力パワーアップセミナー② 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会 中 総務委員会	下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議 下 県連事務局長会議	9 県連女子力パワーアップセミナー① 下 関係民間団体長会 18 関係民間団体意見交換会 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶 中 正副会長 新署長・幹部に挨拶	21 19 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議 14 11 県連事務局長会議	28 租税教育推進協議会定期総会 24 第8回定時総会 22 22 18 監査会 理事會 24 特別講演会 19 決算法人説明会 30 16 決算法人説明会 県連税制委員会 19 決算法人説明会 1 広報誌「かつら川」172号発行 24 第8回定時総会 22 22 18 税務研修会親睦ゴルフコンペ役員会 24 11 第8回定時総会 下 県連連絡協議会 正副会長 13 租税教室講習会 中 「税の絵はがきコンクール」お祝い 日帰り税務研修会 3 富士吉田地区税務研修会・特別講演会	26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議 26 12 県連事務局長会議	上部団体の主な事業 総務委員会 組織委員会 研修委員会 税制委員会 厚生委員会 広報委員会 青年部会 女性部会 その他部会・支部会等

大月税務署からのお知らせ

申告書等用紙 に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{※1}を対象として、申告書等用紙^{※2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{※3}」を送付することとしております。
 - （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

ダイレクト納付を利用した予納 平成31年1月4日開始!

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

*なお、平成31年1月からは、月曜日～金曜日は24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は8時30分～24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



国税の納付は、



簡単・
便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます！
- ⇒電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！(平成31年1月4日開始) **NEW**

ダイレクト納付を利用するには

- ✓ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
- ✓ **e-Taxの利用開始手続きをする**
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続きすることのないようご注意ください。
- ✓ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



生活習慣病の種類

生活習慣病といわれるものは、多岐にわたります。

ここでは、簡単な仕分けと、代表的なものと思われる、高血圧・糖尿病について知識を深めていきたいと思えます。またこの二つはより生活習慣に追っている部分の多い症状です。

生活習慣病の種類として、がんや心疾患、脳卒中などの脳血管障害、その原因となる高血圧、肥満、高脂血症、糖尿病などが挙げられます。生活習慣には、食事、飲酒、喫煙、運動、睡眠などがあります。これらについて悪い習慣がひとつまたは複数あると、次のような生活習慣病が起こる可能性があります。

1) 食事習慣が原因でおこる病気

糖尿病、肥満、高脂血症、高尿酸血症、循環器病、大腸がん、歯周病等

2) 飲酒習慣による病気

脂肪肝、アルコール肝炎、アルコール依存症等

3) 喫煙習慣による病気

各種のがん、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病、脳卒中、骨粗しょう症、循環器病等

4) 運動不足の習慣でおこる病気

肥満症、糖尿病、高脂血症、高血圧症等

5) 不眠習慣の人によりおこる病気

睡眠時無呼吸症候群、不眠症等

6) ストレス習慣による病気

うつ病、自殺、心筋梗塞等

●高血圧とは

生活習慣病の代表とも言える高血圧ですが、まずは血圧について考えてみましょう。

血圧とは、私たちの体の中を流れる血液が血管(動脈の壁)を押し圧力のことです。血圧を測定すると、上の血圧・下の血圧と2種類の数値が出てきますが、これは心臓の動きと関係があります。心臓が収縮して血液を全身に送る時の圧力が、上の血圧と言われる収縮期血圧で、この時の血圧は最高値を示します(最高血圧)。

下の血圧とは、心臓が拡張して酸素を運んで戻ってきた血液を全身から心臓へ引き込むときの動脈の内圧のことで、拡張期血圧といい、この時の血圧は最低値を示します。

血圧は、年齢や季節、また1日の間でも運動や食事、感情の起伏によって変化します。しかし、何かの原因で血圧の調整機能に障害が起こると、慢性的に血圧が高すぎたり、低すぎたりといった状態が続きます。ここで、一定以上に血圧が高い状態を高血圧と呼びます。

●高血圧がなぜいけないか？

高血圧そのものには、自覚症状はほとんどないといってもいいでしょう。本態性高血圧では、血圧が高いことに気付かず放置されて、健康診断などで発見されることが多いのです。

では、なぜ高血圧はいけないのでしょうか。血管に長時間高い圧力で血液がぶつかり続けると、血管が傷つきやすく破れたり詰まりやすくなります。脳や心臓の血管でこれらが起こると脳卒中や心臓病の原因になるのです。

高血圧の基準については、高血圧治療ガイドライン2009年版(日本高血圧学会)の中で、年齢や糖尿病などほかの危険因子を持っているかといった条件により細かく設定されています。これは、血圧がやや高めだが高血圧の基準に達しない「正常高値」の人でも、糖尿病など他の危険因子があれば心血管病を招く危険が高くなることから、高血圧患者と同様の治療が必要としたためです。

血圧の基準

高齢者(65歳以上)……………最高130 最低85未満
若年・中年者……………最高140 最低90未満
糖尿病や心筋梗塞の患者…最低血圧が80未満



神社めぐり

第42回

高岩四所神社

鎮座地 大月市初狩町中初狩二四三九
御祭神 国常立命 素戔嗚尊

稲田姫命 日本武尊

例祭日 九月十五日

宮 司 藤本文彦

境内地 八三二坪七二

氏子戸数 三〇〇戸

由緒沿革

創建由緒は不詳であるが、波加利本庄の中心にあつて、莊園支配を確立した武田氏が、嘉暦二年（一三二七年）御分霊を笹子町黒野田、吉久保、都留市小形山に遷して稲村四所明神を創建したと云う。慶応四年（一八六八年）の社記には、祭神国常立命、日本武尊、磐筒男命、磐筒女命、神領老石四斗二升五合とある。明治八年中区の郷社に列せられた。

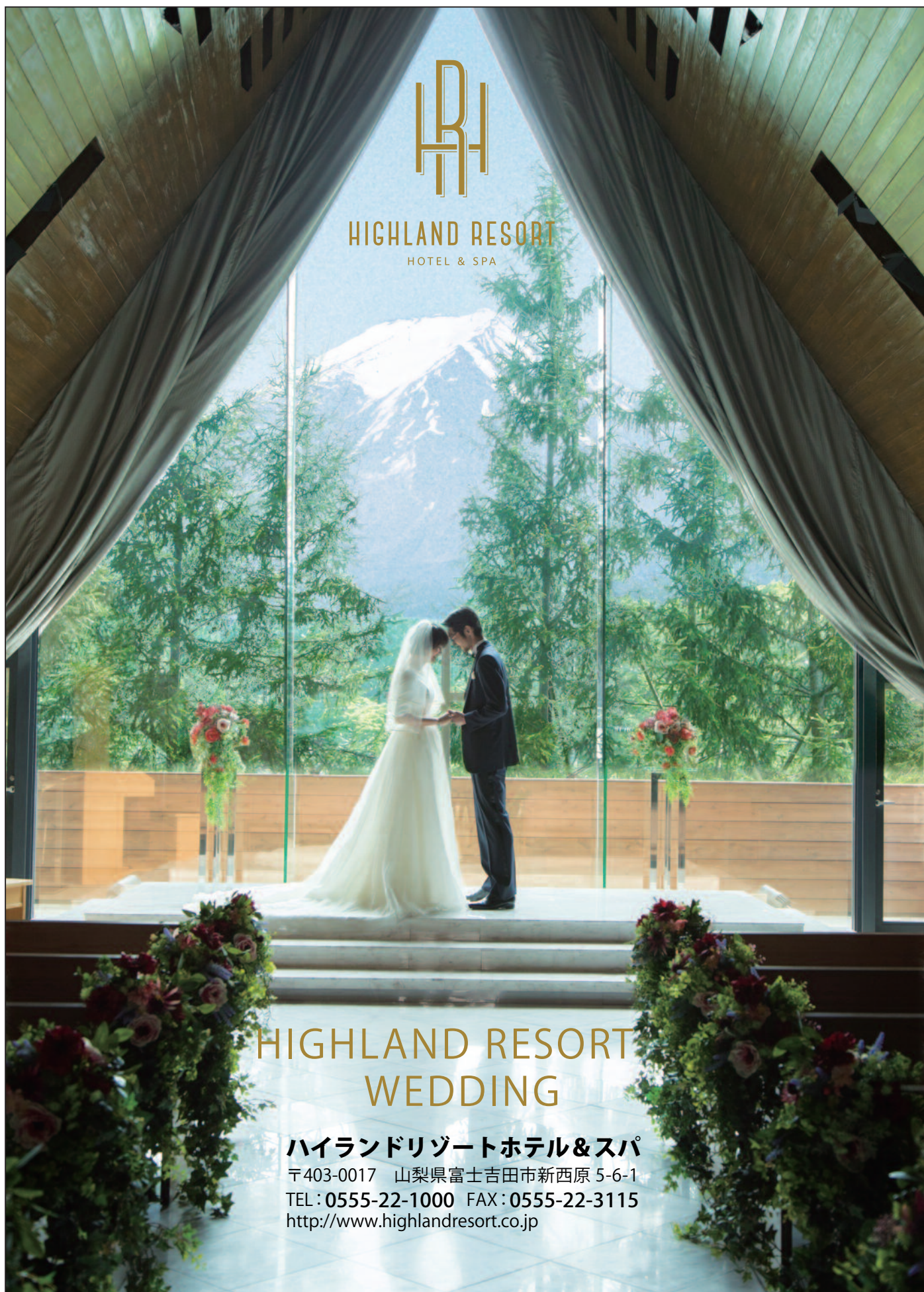


拜殿改築

旧社殿は稲村山頂にあつて元治元年（一八六四年）三月の山火により焼失せるを同年八月社殿再建を協議したるも徳川時代より明治にうつる変革の時再建思ふように進まず明治十三年に至り愈く当時氏子諸氏の努力により完成を得



以来百二十有余年地域住民の敬神の心のよりどころとして保存管理されてまいりましたが永年風雨にさらされ拜殿社務所の損傷はげしく屋根の雨漏り土台の腐蝕等により台風等の災害には倒壊の恐れありここの数年氏子一同改築をと心掛けてまいりましたこの度氏子住民の総意と奮起により平成十二年改築に着工十三年十月完成を得ました



HIGHLAND RESORT
HOTEL & SPA

HIGHLAND RESORT WEDDING

ハイランドリゾートホテル&スパ

〒403-0017 山梨県富士吉田市新西原 5-6-1

TEL: 0555-22-1000 FAX: 0555-22-3115

<http://www.highlandresort.co.jp>

公益社団法人大月法人会富士吉田支部主催セミナー開催のご案内

飛び込み営業・生涯無敗のスゴ腕セールスウーマン“朝倉千恵子”が伝授！

営業・販売の現場ですぐ役立つ！

初対面の1分間で 相手をその気に させる技術



受講後に必ず意識が変わります！
貴社の社員教育にこの機会をご活用ください！

トップセールスと言われる人は、お客様との初対面の一瞬に全てを集中させて、その後の商談・交渉を有利に展開しています。

営業・販売の世界で継続的に成果を上げるためには、この初対面での1分間が「カギ」となります。そこで、すぐに使えてすぐに結果が出る「1分間で相手の心をつかむ」秘訣について伝授します。

【講座内容】

- 第一印象の重要性
- 礼儀・挨拶の仕方
- 売れる営業担当者の「ABCDの法則」
- 究極の質問話法を身に付ける
- 「あなたから買いたい」と言われるために

講師

株式会社新規開拓 代表取締役社長

朝倉 千恵子 氏

営業指南書はじめ著書37冊をもつ
カリスマ講師

35歳で営業経験ゼロから大手研修会社に入社し年間売上ダントツ1位となる。2001年独立。丸ビルにオフィスを構え、「トップセールスレディ塾」を主宰すると共に社員教育・営業研修のコンサルタントとして全国各地で活躍中。
【著書】「コミュニケーションの教科書」「初対面の常識」他

日時 令和元年 6月3日(月)

【税務研修会】午後2時～「消費税軽減税率制度について」

講師：大月税務署法人課税第一部門 荒木康作審理担当国税調査官

【講演会】午後3時～4時30分

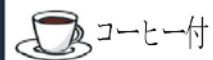
会場 ホテル鐘山苑 (マーヴェラス) 富士吉田市上吉田 6283 TEL0555-22-3168

申込 5月30日(木)まで

公益社団法人大月法人会事務局

TEL▶0554-45-6565/FAX▶0554-45-6465

受講無料



一般の方
大歓迎！

*FAX は切らずに送信してください。

月 日 申込

「初対面の1分間で相手をその気にさせる技術」受講申込書

社名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	▶	1 法人会	2 非会員(一般)
受講者名	▶	1 法人会	2 非会員(一般)

◀該当する番号に○をしてください。

*ご記入いただきました個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。

公益社団法人大月法人会 **第8回定時総会特別講演会**

2020 東京五輪の課題と展望

～日本の政治経済への影響～

講師 学校法人日通学園 流通経済大学スポーツ健康科学部教授

りゅう ざき たかし

龍崎 孝氏

1960年神奈川県出身、1984年3月横浜国立大学卒業後、4月に株式会社毎日新聞社に入社、記者として活躍。1994年12月退社。1995年1月株式会社東京放送(現在のTBSテレビ)に入社。以降政治部デスク、JNNモスクワ支局長、JNN三陸臨時支局長、政治部長、解説委員を歴任。2016年3月TBSテレビを退社。2016年4月から学校法人日通学園流通経済大学スポーツ健康科学部の教授を歴任。



聴講料無料 (非会員歓迎)

日時 令和元年5月24日(金) **[講演時間]** 16:00～17:30

会場 **ホテル鐘山苑** マーヴェラスホール
富士吉田市上吉田6283 TEL 0555-22-3168

申込締切 5月20日までにお申し込み下さい。

■申し込み・お問い合わせ先/大月法人会 TEL 0554-45-6565 FAX 0554-45-6465

必要事項をご記入の上、切り取らずに大月法人会までFAXでお送りください。

【FAX: 0554-45-6465 大月法人会 行】

『2020 東京五輪の課題と展望』講演会 (R1.5.24.金) 参加申込書

事業所名		入会の状況	会員 ・ 非会員
事業所住所		T E L	
参加者名		参加者名	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。